解体工事、改造補修工事を施工する事業者のみなさまへ 2021年1月4日版 石綿含有成形板等の解体等工事で、 元請業者の青務が追加されます!

令和3年4月から改正大気汚染防止法が施行されます。

- 大気汚染防止法の規制対象が石綿含有成形板等を含む 全ての石綿含有建材に拡大します。
- <u>すべての解体工事、改造補修工事の前</u>に、石綿含有の建 材の使用の有無に関して事前調査が必要です。
- 下表②,⑤,⑦,⑨,⑫,⑬,⑭,⑯が追加された項目です。



法:改正大気汚染防止法 条例:川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

規則:改正大気汚染防止法施行規則

規則:改正大気汚染防止法施行規則			
	元	青業者の責務	根拠法令等
解体前	1	事前調査の実施 ^{※1}	①法第 18 条の 15 第1項
	2	発注者への事前調査結果の書面での報告	②法第 18 条の 15 第1項及び3
	3	事前調査に関する記録	規則第 16 条の6、第 16 条の7 ③法第 18 条の 15 第3項
	4	事前調査結果の届出*2	規則第 16 条の8
		(解体工事のうち床面積 80m ² 以上)	④条例 67条の2 ⑤規則第16条の4
	5	作業計画の作成	⑥条例 67 条の3
	6	広告物の配布等による住民周知	⑦法第 18 条の 16 第3項
		(解体工事のうち床面積 80m²以上)	規則第 16 条の 12
	7	下請負人への説明 (必要に応じて)	
解体	8	事前調査結果の掲示(A3)	⑧法第 18 条の 15 第5項、
	9	③の写しの備え置き	規則第 16 条の 9 及び第 16 条の 10 ⑨法第 18 条の 15 第 5 項
14	10	作業実施基準の表示(A3)	⑩規則第 16 条の4第2号
中	10 11	作業実施基準の表示(A3) 元請業者 、下請負人 の作業基準の遵守	⑪規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及 び第 18 条の 22
			⑩規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及
Ф	11	元請業者 、下請負人 の作業基準の遵守	⑩規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及 び第 18 条の 22 ⑫規則第 16 条の4第3号
中解	11) 12)	元請業者 、下請負人 の作業基準の遵守 作業の記録 (作業を行った事業者が)	⑩規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及 び第 18 条の 22 ⑫規則第 16 条の4第3号 ⑬法第 18 の 23 第1項 規則第 16 条の4第4号
中解体	(1) (12) (13)	元請業者、 下請負人 の作業基準の遵守 作業の記録 (作業を行った事業者が) 作業の記録のとりまとめ	 ⑪規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及び第 18 条の 22 ⑫規則第 16 条の4第3号 ⑬法第 18 の 23 第1項規則第 16 条の4第4号 ⑭法第 18 の 23 第1項
中解	11) 12) 13) 14)	元請業者、下請負人の作業基準の遵守 作業の記録 (作業を行った事業者が) 作業の記録のとりまとめ 発注者へ作業結果の報告	⑩規則第 16 条の4第2号 ⑪法第 18 条の 19、第 18 条の 20 及 び第 18 条の 22 ⑫規則第 16 条の4第3号 ⑬法第 18 の 23 第1項 規則第 16 条の4第4号

※1:令和5年10月1日から一定の知見を有する者が事前調査をする必要があります。

※2: 令和4年4月1日から電子システムによる報告に変わります。(請負金額 100 万円以上の改造補 修工事も報告対象に追加されます。)除去面積が500m²超過時、石綿排出等作業実施届も必要

発注者の方は、工事の施工業者が事前調査を行い、適正な工事が行えるよう配慮する義務があります。(法第18条の15第2項及び第18条の16第1項)

ご相談・お問合せ先 川崎市環境局環境対策部大気環境課

TEL: 044-200-2526 メール: 30taiki@city.kawasaki.jp

環境省のホームページをご参照ください。

URL: http://www.env.go.jp/air/post_48.html

環境省 改正大気汚染防止法について

検索



一番下の講演資料に、事業者向け説明会の記載があります。

〇元請業者に追加された責務の詳細について

(床面積 80m²以下の解体工事、改造補修工事でも、石綿含有建材が使用されている場合は必要な事項です。 任意の様式で作成いただいて構いません。)

②発注者への事前調査結果の書面で

の報告(石綿含有建材の使用がない場合も必要)

本市に提出した事前調査結果届出書一式 (添付書類を含む)を用いて、説明していた だいても問題ありません。

解体等工事が始まる前までに、説明を終えてください。

⑤作業計画の作成

- ・本市に提出した事前調査結果届出書一式 (添付書類を含む)と、
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」の掲示板 で代用することができます。

⑨事前調査に関する記録の写しの備え 置き

本市に提出した事前調査結果届出書一式 (添付書類を含む)などを解体工事期間中 に、現場に備え置きください。

紙に印刷しても、タブレット等でも構いません。

⑩作業の記録

実際に作業を行った業者が写真等を 用いながら記録してください。

除去が完了したことを石綿作業主任者等 が確認する必要があります。

下請業者が作業を行った場合は、作成した作業記録を、工事完了後、元請に提出してください。

(13作業の記録のとりまとめ

14発注者へ作業結果の報告

下請業者から提出された作業の記録及び 除去完了の記録をとりまとめて、記録を作成 し、発注者に報告してください。

15解体工事終了日から3年間保存

- ・事前調査に関する記録
- ・発注者への事前調査結果の書面での報告 の写し
- ・作業の記録のとりまとめ
- ・発注者へ作業結果の報告の写し 保存方法は、紙に印刷でも、電磁的記録でも 構いません。

※市が、保管状況を確認する場合があります。

川崎市では、「大気汚染防止法」に加え、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により、建築物等の解体等作業に伴うアスベストの飛散防止対策に取り組んでいます。

⑥ 広告物の配布等による住民周知 及び 除去面積が 500m²超過時、石綿排出等作業実施届の提出などが必要になります。

「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」は3月中旬ごろ公開しますので、ご確認ください!